

給与支払報告書提出義務者様

長崎市長 鈴木史朗

令和6年度給与支払報告書の提出について(お願い)

平素から個人の市・県民税につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年も給与支払報告書を提出していただく時期となりました。給与支払報告書は、給与所得者にとって市・県民税の申告に代わる重要なものであり、給与所得者の令和6年1月1日現在における住民登録地の市町村長に提出することが義務付けられています。(地方税法第317条の6)

つきましては、次の事項にご配慮のうえ作成し、提出していただきますようお願いいたします。

また、長崎市に提出する従業員がいない場合や、他の事業所(本社・合併先等)で提出される場合、または事業廃止・解散等の場合は、お手数ですがその旨を電話にて、市民税課(095-829-1427)までお知らせください。

1. 給与支払報告書(個人別明細書)の作成対象者

令和5年中に給与等の支払いを受けた全ての受給者(臨時、パート、アルバイト等も含む)です。
 なお、令和5年中の退職者(短期就労者を含む)についても作成をお願いします。

2. 提出部数

給与支払報告書(総括表)…… 提出市町村ごとに1部(送付した総括表を必ず提出してください。)

給与支払報告書(個人別明細書)…… 受給者ごとに1部

※ 長崎市では総括表および個人別明細書の提出は1部となっております。
なお、源泉徴収票は受給者にお渡しください。

※ 給与支払報告書(個人別明細書)は同封していませんのでご了承ください。
 (用紙が必要な場合は、長崎税務署(095-822-4231)または市民税課までご連絡ください。)

3. 提出期限

令和6年1月31日(水)
 (会計事務所等へ依頼されている場合は、確実に提出されているかをご確認ください。)

※ 期限を過ぎると当初課税に間に合わない場合がございますので、期限内の提出をお願いします。

4. 注意事項

- 長崎市提出用の総括表を同封していますので、切り取りのうえ、必ず提出してください。
- 特別徴収(給与天引)する人と、特別徴収しない人(「退職」「乙欄該当者」等)に同封の仕切紙を使用しはつきりと区別して、提出してください。
- 給与収入が2,000万円を超える人および確定申告をする人についても給与支払報告書(個人別明細書)を必ず提出してください。
- 給与支払報告書を提出した後に、退職および転勤等により給与天引ができなくなった場合は、速やかに「給与所得者異動届出書」を提出してください。(地方税法第321条の5)
 ※ 給与所得者異動届出書は長崎市HPに掲載しています。
 (長崎市 HP : <https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/130000/134000/p009367.html>)
- 令和6年1月1日長崎市に住民登録があり、海外に長期(1年以上)派遣しているかたがいる場合は、派遣者名簿等(派遣期間が示されているもの)を別途提出してください。市・県民税が課税されない場合があります。
- 総括表および給与支払報告書(個人別明細書)に記入する個人番号または法人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」に規定する番号を指します。
- 給与支払報告書については、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAXまたは光ディスク等による提出が義務付けられています。
 (eLTAX HP : <https://www.eltax.lta.go.jp/>)



長崎市 HP



eLTAX HP

給与支払報告書(総括表)の書き方

給与支払報告書(総括表)

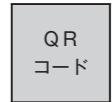
(あて先)長崎市長 令和6年1月12日提出

記入例

		指定番号 (市の番号)													
給与の支払期間	令和5年1月から12月分まで	7	0	0	0	1	2	3	4	0	0	0	0		
給与支払者の個人番号又は法人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	
フリガナ	レイワサンギョウカブシキガイシャ	事業種目		機械製造											
給与支払者の氏名又は事業所等の名称	令和産業株式会社	受給者総人員		70人											
フリガナ	ナガサキシ ウオノマチ	報告人員		①特徴する人(給与天引)		20人									
同上の所在地	〒850-8685 長崎市魚の町4番1号			②特徴しない人(退職・乙欄等)		5人									
代表者の職・氏名	福岡三郎	計①+②		25人											
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号等	総務課 給与係 宮崎夏子 電話 095-829-1427 内線 1234 FAX 095-829-1227	所轄税務署名		長崎 税務署											
関与税理士等の氏名及び電話番号	鈴木税理士事務所 095-822-8888	給与支払方法と期日		月給、週給、その他() 20日、26日支払											
納入書の送付		必要・不要													



受付印



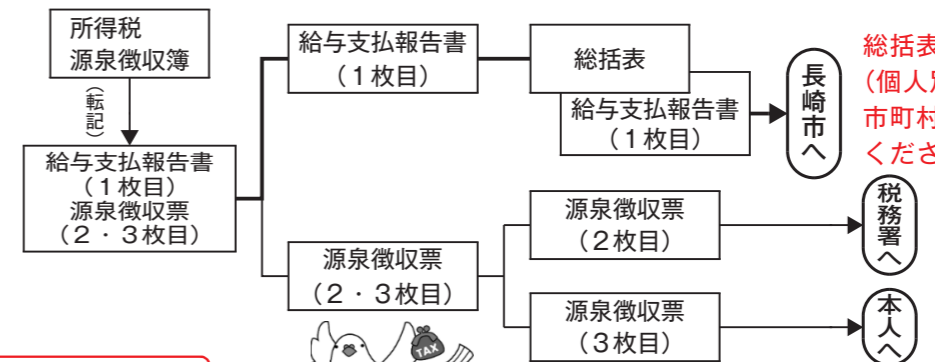
QRコード

給与支払者の氏名等が印字されている総括表には受付確認用のQRコードを印刷しています。

長崎市から送付された総括表を使用しない場合であっても、提出書類の一番上にQRコード付きの総括表を添付してください。

- 令和6年度から新たに特別徴収を希望する事業所は、総括表の上部余白に「特別徴収希望」と朱書きしてください。※法令により給与所得者は原則特別徴収となります。
- 給与支払者の個人番号または法人番号を記入してください。
- 印字されている事業所名(氏名)、所在地(住所)が現在と異なる場合は訂正のうえ、「所在地・名称の変更届出書」(長崎市HP掲載)を提出してください。
- 連絡者の氏名・電話番号欄には、提出書類の内容について直接お答えいただけるかたを記入してください。
- 事業種目欄には、化粧品卸、菓子小売、家具製造のように具体的に記入してください。
- 受給者総人員欄には、令和6年1月1日現在の総従業員数を記入してください。また、報告人員欄には、長崎市へ提出する給与支払報告書の人員を記入してください。
- 市・県民税の特別徴収税額納入書(令和6年度6月分~5月分)の送付欄は必ず、「必要」か「不要」に丸囲みをしてください。(毎月納入書でお支払いいただく場合は「必要」となります。)

◎総括表と給与支払報告書の作成手順



総括表および給与支払報告書(個人別明細書)は、住所地の市町村ごとに直接送付してください。

裏面もご覧ください



セイボポ

給与支払報告書(個人別明細書)の記入に係る注意

記入例

※		※種別	※整理番号	※
給与を支払報告書(個人別明細書)	支払を受ける者	住所 長崎市魚の町5番1号		(受給者番号) 1111111111111111
	種別	支払金額 6,500,000	給与所得控除後の金額 (調整控除後) 4,760,000	源泉徴収税額 0
	源泉控除対象配偶者 の有無等 有 従有 無 老人 控除の額 110,000	配偶者(特別) 控除の額 1	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。) 特定 老人 その他 1 1 1	16歳未満 扶養親族 の数 ※3 5
社会保険料等の金額 内 (100,000) 487,400		生命保険料の控除額 80,000	地震保険料の控除額 14,000	住宅借入金等特別控除の額 62,400
(概要) (1) 長崎 健太 (年少) 熊本建設 株式会社 R5.6.30退職 支払金額 2,275,000円 社会保険料 160,000円 徴収税額 51,500円				
※1 生命保険料の金額の内訳 新生命保険料の金額 100,000 旧生命保険料の金額 介護医療保険料の金額 新個人年金保険料の金額 旧個人年金保険料の金額 60,000				
※3 住宅借入金等特別控除の内訳 住宅借入金等特別控除の額 1 居住開始年月日(1回目) 29年10月24日 住宅借入金等特別控除の額(2回目) 住宅借入金等特別控除の額 115,000 居住開始年月日(2回目)				
※2 源泉・特別控除対象配偶者 氏名 長崎 良子 個人番号 1212121212121212 配偶者の合計所得 1,220,000				
※5 控除対象扶養親族 氏名 長崎 一男 個人番号 2222222222222222 氏名 長崎 ハル 個人番号 3333333333333333 氏名 長崎 ウメ 個人番号 4444444444444444 氏名 個人番号				
未成年者 本人が障害者 勤労学生 中途就・退職 昭和 5 7 1 ※4 昭和 33 5 6				
支払者 個人番号又は法人番号 1234567891234 住所(居所)又は所在地 長崎市魚の町4番1号 氏名又は名称 令和産業 株式会社 (電話) 829-1427				

※ 給与支払報告書(個人別明細書)は同封してありませんのでご了承ください。

① 個人番号 (マイナンバー) の記入について

給与支払報告書(個人別明細書)の次の欄については、個人番号の記入が必要です。(受給者本人へ渡す源泉徴収票には記入の必要はありません。)
○受給者本人 ○控除対象配偶者または配偶者特別控除対象の配偶者 ○扶養親族

② 概要欄

(1) 5人目以降の控除対象扶養親族・5人目以降の16歳未満の扶養親族
下記の要領で氏名を記入してください。

(例) (概要) (1)長崎 健太 (年少)

・氏名の前に括弧書きで数字を付し、対応させてください。
・氏名の後ろに区分も記入します。

5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号
(1)999999999999

(2) 前職分の記入
中途就業者で前職分を含めて年末調整をした場合は、概要欄に下記の事項を記入してください。

<記入事項> (例) (概要) 熊本建設(株) R5.6.30退職
支払金額 2,275,000円
社会保険料 160,000円
徴収税額 51,500円

記載がない場合は、前職分は含んでいないものと判断し、他の給与と合算いたします。

(3) 住民登録地
給与支払報告書は、令和6年1月1日時点で住民登録のある市町村へ提出しますが、住民登録地が長崎市外であっても実際は市内に居住しているかたについては長崎市での課税となりますので、住所欄に長崎市の住所、概要欄に住民登録地を記入し、長崎市へ提出してください。

(例) (概要) 住民登録地:東京都〇〇区……

記載がない場合、後日文書等でお尋ねすることがあります。

(4) 本人の合計所得金額が1,000万円を超えており、同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)が障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合は、概要欄に当該同一生計配偶者の氏名およびそのかたが同一生計配偶者である旨を記入します。(例「長崎良子(同配)」)


③ 住宅ローン控除 (住宅借入金等特別税額控除)

所得税額から控除しきれない住宅借入金等特別控除の額が生じる場合は、市・県民税から控除される場合があります。該当がある場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の「住宅借入金等特別控除の額の内訳」を参照し、正確に記入してください。記入漏れ等がある場合は控除が受けられません。
なお、税務署長が発行した「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」の居住開始年月日の後部に「(特定)」等の表示がある場合は、該当する区分の後ろに「(特)」等を記入してください。記入がない場合、特定取得等の控除が適用できませんのでご注意ください。

※その他誤りが多い点 (〇 囲みの箇所)

- ※1 生命保険料の金額の内訳については、所得税と市・県民税で控除額の計算方法が違いますので、控除額ではなく支払金額を記入してください。新契約(平成24年分から)と旧契約(平成23年分まで)で記入する欄が違いますのでご注意ください。
- ※2 配偶者の合計所得欄に誤って収入金額を記入しないようご注意ください。
- ※3 16歳未満扶養親族についても人数等を記入してください。市・県民税の非課税限度額の算定に用います。未記入の場合、非課税限度額算定の扶養人数に加算されません。また、所得・課税証明書の16歳未満扶養親族数に記載されませんので、必要な場合は後日申告を要することとなります。
- ※4 本人(対象者)特定のため、受給者生年月日の欄は必ず記入してください。
- ※5 非居住者である扶養親族がいる場合、対象者の区分の欄に「○」を記入してください。また、人数を「非居住者である親族の数」に記入してください。

◎給与支払報告書(個人別明細書)の記入にあたり、誤りが多いものおよび特に注意していただきたい事項を右欄に記載していますのでご確認ください。
◎給与支払報告書(個人別明細書)の記入方法については、国税庁の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。
なお、行政手続のデジタル化への対応を踏まえ、上記手引については国税庁HPでの掲載となります。(国税庁 HP: <https://www.nta.go.jp/>)
〈問合せ先〉
長崎税務署 法人第五部門(源泉所得税担当) 095-822-4231



国税庁HP

提出先・連絡先
長崎市役所 市民税課 TEL: 095(829)1427(直通)
〒850-8685 長崎市魚の町4番1号(3階)